

一般社団法人日本フロアボール連盟

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟役職員(以下「役職員」という。)の慶弔について必要な事項を定め、相互の親和を図ることを目的とする。

(役職員)

第2条 この規程に定める役職員の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 執行役員
- (4) 役員会メンバー
- (5) 加盟団体の会長
- (6) 社員
- (7) 事務局職員

(慶弔の範囲及び基準)

第3条 役職員が次の各号に該当するときは、慶弔金又は見舞金を贈るものとする。

- (1) 死亡弔慰
 - ① 役職員が死亡したとき。 10,000 円
生花 1 基(15,000 円相当)
 - ② 配偶者又は子が死亡したとき。 弔電
 - ③ 親が死亡したとき。 弔電
 - ④ 同居の祖父母・兄弟姉妹が死亡したとき。 弔電
- (2) 傷病見舞
役職員が30日間を超える傷病の状況にあるとき。 5,000 円
- (3) 災害見舞
役職員の住居が災害により相当の被害をうけたとき。 5,000 円
- (4) お祝い
役職員が国などから公的に表彰されたとき。 10,000 円
- (5) 前各号のほか特に必要と認める事項については、役員会で協議し、決定する。

(報告)

第4条 前条による該当者が生じた場合、加盟団体は、直ちに事務局に報告するものとする。

(その他)

第5条 この規程により慶弔を受けた者は、慣習による答礼を行わないものとする。

(変更)

第6条 この規程は、本連盟の役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。